

## 令和3年第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第5回水巻町議会定例会は、令和3年12月2日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	山口秀信	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和3年12月 定例会  
(第5回)

本会議 会議録

令和3年12月2日

水 卷 町 議 会

# 令和3年第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年12月2日

午前10時00分開会・開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第5回水巻町議会定例会を開会いたします。

この際、諸般の報告を行います。第4回定例会閉会後の去る9月30日、古賀議員から一身上の都合により、議員の辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、同日付でこれを許可しましたので御報告いたします。

また、古賀議員の議員辞職に伴う文厚産建委員会委員の欠員については、水巻町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において11月1日付で、補欠選挙で当選されました山口議員を同委員に選任いたしましたので御報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 日程第1 議席の指定について

議長（白石雄二）

日程第1、議席の指定について。本定例会は、補欠選挙後、初めての議会となります。補欠選挙で当選された山口議員の議席については、ただいま御着席の議席7番を指定いたします。

## 日程第2 議席の変更について

議長（白石雄二）

日程第2、議席の変更について。これより議席の変更を行います。

会派構成の変更に伴い、水巻町議会会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付しました議席表のとおり議席の一部を変更いたします。変更のある方は議案類を持って新議席に移動、着席願います。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

議長（白石雄二）

再開いたします。

## 日程第3 会議録署名議員の指名について

議長（白石雄二）

日程第3、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に6番 中山議員、

7番 山口議員を指名いたします。

#### **日程第4 会期について**

議長（白石雄二）

日程第4、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より12月17日まで、16日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって会期は、12月17日まで16日間と決しました。

#### **日程第5 諮問第2号**

議長（白石雄二）

日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町長（美浦喜明）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員 近藤真理氏の任期が、令和4年6月30日で満了となりますが、再度、推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

よろしく、御審議をお願いします。

#### **日程第6 報告第10号**

議長（白石雄二）

日程第6、報告第10号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町長（美浦喜明）

報告第10号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について。

今回の補正予算は、水巻町議会議員の辞職願の提出に伴い、10月31日の水巻町長選挙に併せて実施された水巻町議会議員補欠選挙に係る経費について、所要の補正を専決処分したものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400万円を追加いたしまして、103億7950万円としております。

歳出予算につきましては、水巻町議会議員補欠選挙の経費として、選挙運動用自動車等公営費用負担金268万6000円のほか、郵送料やポスター掲示板作成などの役務費40万9000円など、400万円を計上しています。

歳入予算につきましては、繰越金400万円を増額しています。

よろしく申し上げます。

## **日程第 7 議案第 22 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 7、議案第 22 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 22 号 水巻町税条例の一部改正について。

健康入浴施設が町内に開業されることに伴い、地方税法第 701 条の規定により、目的税として入湯税を新たに徴収するため、本条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、入湯税の納税義務者、税率、課税免除及び徴収の方法などに関する規定を追加するものです。

具体的には、入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するもので、入湯税の税率は、宿泊客 1 人 1 日 150 円、日帰りの入湯客にあつては 1 人 1 日 100 円とします。ただし、12 歳未満の者や 1,000 円未満の利用料金で、専ら日帰り客の利用に供される施設に入湯する者に対しては、入湯税を課税しない課税免除の規定を設けることで入湯客の負担軽減を図ります。

また、入湯税の徴収は、鉱泉浴場の経営者が特別徴収義務者として行い、入湯税に係る申告及び納入をすることになります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

## **日程第 8 議案第 23 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 8、議案第 23 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 23 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことによる地方税法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額について、公費負担により 5 割を軽減する規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

## **日程第 9 議案第 24 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 9、議案第 24 号 水巻町子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正についてを議

題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 24 号 水巻町子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正について。

子供の健康の保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、子ども医療費支給事業の助成対象者を現行の 15 歳から 18 歳までに引き上げ、制度のさらなる拡充を図ります。

また、重度障がい者医療費及びひとり親家庭等医療費に係る助成対象についても、通院、入院共に自己負担を無料化する年齢を、同様に 18 歳までに引き上げます。

つきましては、それぞれの医療費の支給制度に関する条例 3 本について、助成対象者の年齢要件の改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

**日程第 10 議案第 25 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 10、議案第 25 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 25 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について。

健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を現行の 40 万 4000 円から 40 万 8000 円に引き上げる改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

**日程第 11 議案第 26 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 11、議案第 26 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 26 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、本条例を改正するものです。

改正点は、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応を可能とする旨の包括的な規定を、新たな条文として規定し直すものです。

よろしく、御審議をお願いします。

## **日程第 12 議案第 27 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 12、議案第 27 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 27 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正について。

南部公民館に設置しているワイヤレスアンプについて、今年度、老朽化した機器を更新することに伴い、令和 4 年度から適切な利用者負担の下、貸出しを行うため、中央公民館と同額の使用料を徴収します。

つきましては、本条例に新たな備品使用料の規定を追加するための改正を行うものです。

よろしく、御審議をお願いします。

## **日程第 13 議案第 28 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 13、議案第 28 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 28 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）について。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種に係る経費や、私の公約でもありました子ども医療費無償化の対象者を令和 4 年 4 月から 18 歳までに拡充するためのシステム改修経費を計上するほか、来春のオープンが間近となっております健康増進施設「水巻天然温泉いちょうの湯」を活用した、高齢者の健康増進及び介護予防を推進するための委託費などを新たに計上しております。

また、待機児童対策としまして、小規模保育事業所の新規設置や保育定員の増加を図るための施設整備に係る補助金を増額する経費を計上しております。

そのほか歳入におきましては、「ふるさと応援寄附金」が当初の予想を超えて好調に推移していることから所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 2150 万円を追加いたしまして、109 億 100 万円としております。

歳出予算につきましては、総務費において、職員の早期退職に伴います、退職手当 1690 万 7000 円、先ほど申し上げました「ふるさと応援寄附金」の業務委託料と基金積立金、合わせまして 1 億 6000 万円などを計上しております。

民生費におきましては、高齢者の健康増進及び介護予防を推進するための施設利用サービス事業委託料 600 万円、子ども医療費の無償化を 18 歳までに拡充するためのシステム改修費用など 249 万 4000 円、待機児童の解消のため、小規模保育事業所の新規設置や保育定員増加のため



の施設整備に係る補助金を合わせて 1885 万 9000 円、利用者の増加などに伴い障害福祉サービス事業費を 1 億 598 万 4000 円、障害児通所給付事業費を 8500 万円、更生医療費を 1470 万円など計上しています。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種に係る経費 6830 万円を計上し、来年 9 月末を目途に完了する予定であることから、繰越明許費を設定させていただいています。

農林水産業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、価格低下の影響を受けた農業者に対しまして、次期作の作付けに必要な経費の負担軽減のために必要な補助 26 万 1000 円を計上するほか、農業の担い手の経営力強化を図る取組を支援する補助金 25 万 8000 円を計上しております。

そのほか職員の人事異動に伴い発生しました職員の給料及び共済費につきまして、所要の補正を行うなど、総額 5 億 2150 万円の補正となっております。

歳入予算につきましては、町税 9000 万 1000 円、国庫支出金 1 億 9535 万 3000 円、県支出金 5714 万 8000 円、寄附金 1 億円、繰入金 6000 万円、前年度繰越金 249 万 2000 円、諸収入 1650 万 6000 円を増額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

## **日程第 14 議案第 29 号**

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 29 号 令和 3 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 29 号 令和 3 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

今回の補正予算は、子供に係る国民健康保険税均等割額軽減措置に対応するためのシステム改修、及び一般被保険者の療養給付費、高額療養費の不足に伴う保険給付費の増額等の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 1310 万円を増額し、33 億 7810 万円としております。

歳出予算につきましては、総務費を 309 万 3000 円、一般被保険者療養給付費を 2 億円、一般被保険者高額療養費を 1000 万円、国保事業費納付金退職医療分を 7,000 円増額しています。

歳入予算につきましては、保険給付費等交付金を 2 億 1000 万円、前年度繰越金を 310 万円増額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

## **日程第 15 議案第 30 号**

議 長（白石雄二）

日程第 15、議案第 30 号 令和 3 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

を議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 30 号 令和 3 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について。  
今回の補正予算は、受益者負担金収入が当初予算額より増額となり、それに伴い受益者負担金前納報奨金に不足が生じる見込みのため、所要の補正を行うものです。

補正予算の内容といたしましては、収益的支出の総係費に 131 万円を増額して、7241 万 2000 円とし、資本的収入の負担金に 650 万円を増額して、4448 万円としています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 23 分 散会